

第 5 回地域検討会（長崎県）での指摘事項に対する対応（案）

(1) 第 4 回地域検討会議事概要及び指摘事項（資料 1、2）

質問・コメント等はなし。

(2) 長崎県対馬市における調査結果（資料 3-1）

| | |
|---|---|
| 1 | <p>【指摘】対馬の海岸延長の多くが私有地に属するようだが、今後の清掃活動に配慮が必要と考えるがどうか。</p> <p>【対応】清掃の事前段階において、地域住民の生活環境への影響、漁業への影響などを考慮し、ある程度優先順位や清掃すべき重点的な海岸などを設定し、同時に清掃対象海岸が私有地なのか、海岸管理者の管理区域にあるのかなど、どのような管理下にあるかを事前に確認してから進めていくものとする。対応策を報告書に記載する。</p> |
| 2 | <p>【指摘】航空機調査の推定量は妥当なのか。また、推定漂着ゴミ量を対馬クリーンセンターで処理する日数をどのように求めたのか。</p> <p>【対応】航空機調査による対馬全島の推定漂着ゴミ量は、まだ試算の段階であり、モデル海岸での実際の回収ゴミ量と比較・検証して見る必要がある。対馬クリーンセンターでの処理日数は、一日当たりの処理可能量で割ったものであり、現実的には余剰処理量である 1 m³ で計算すべきものと考えられるため、これを使用する場合はそのように計算する。</p> |

(3) 長崎県対馬市における漂流・漂着ゴミに関する技術的知見（資料 3-2）

| | |
|---|--|
| 1 | <p>【対応】文章の中で、一般廃棄物及び産業廃棄物という語について、廃棄物処理法の関係を踏まえた記述にまだなっていないので、今後調整して修正する。</p> |
| 2 | <p>【指摘】対馬保健所管内には民間業者の安定型産業廃棄物の最終処分場がある。産廃相当の処理困難物については、そこでの処分が可能であり、その検討が入っていないので、入れて欲しい。</p> <p>【対応】対馬市役所環境衛生課及び民間業者に実態を伺い、処理対象物、処理可能容量や処理価格などを調べ、報告書に反映する。</p> |
| 3 | <p>【指摘】事業系の廃棄物として考えたときに、漂流・漂着ゴミの事業主は海岸管理者か、一体誰になるか。また、ボランティアでゴミを回収したときは、排出業者はボランティアになるのか。</p> <p>【対応】判断が難しいところがあるが、基本的には清掃した実施主体である。ボランティアが善意で集めたゴミについては、論が分かれるところがあり、例えば一般市民が排出したゴミとして、いわゆる家庭ゴミ扱いとして処分できるという解釈ができる場合もある（環境省）。</p> |
| 4 | <p>【指摘】プラスチック類の油化に関する情報も掲載して欲しい。</p> <p>【対応】発泡スチロールの減容情報も含め、報告書に整理して記載することも検討する。</p> |

(4)長崎県対馬市における漂流・漂着ゴミ対策のあり方（資料 3-3）

| | |
|---|--|
| 1 | <p>【指摘】NPOや地元の方々の熱意と、行政が一緒になってというイメージは判るが、NPOも運営が大変と思われる。NPOにとっては、継続性の問題が永遠のテーマであり、死活問題である。民間を前面に出し、行政はむしろサポートに回り、もっと手をさしのべて頂きたい。</p> <p>【対応】これまで十分な対応ができていなかったところもあり、今後はお互いに連携をとりながら協力しながら進めていきたいと考えている（対馬市）。NPO活動において財政的な支援が非常に大きなウエートを占めると云うことから、地球環境基金等のNPOへの助成金について情報を提供するので、是非申請して使って頂きたい。</p> |
| 2 | <p>【指摘】県にもアダプトプログラムという道路や河川等の里親制度がある。海岸清掃についても、この制度を利用できないか。</p> <p>【対応】対馬地方局で所管しているが、次回に詳しい内容を紹介する（対馬地方局）。</p> |

(5) その他連絡事項（今後のスケジュール、参考資料）

質問・コメント等はなし。

以上